

令和5年3月16日
関東信越厚生局

元保険医療機関及び元保険医の行政処分等について

令和5年3月15日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消相当」及び「保険医の登録の取消相当」について、これらを妥当とする建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分等を行いましたのでお知らせします。

【行政処分等の内容】

1. 保険医療機関の指定の取消相当

- | | | | | | |
|-----------|---|---------|---------------------------|---|-----------|
| (1) 名 | 称 | 赤門前歯科医院 | | | |
| (2) 所 | 在 | 地 | 東京都文京区本郷五丁目24番6号 本郷大原ビル2階 | | |
| (3) 開 | 設 | 者 | 長池 康雄 | | |
| (4) 指定取消相 | 当 | 年 | 月 | 日 | 令和5年3月17日 |

※ 当該保険医療機関は、令和3年6月11日付けで保険医療機関の指定を辞退していることから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

2. 保険医の登録の取消相当

- | | | | | | |
|-----------|---|-------------|---|---|-----------|
| (1) 氏 | 名 | 長池 康雄 (68歳) | | | |
| (2) 登録取消相 | 当 | 年 | 月 | 日 | 令和5年3月17日 |

※ 当該保険医は、令和4年4月10日付けで登録を抹消していることから登録の取消相当の取扱いとするものです。登録の取消相当の取扱いとは、登録取消の行政処分と同等の取扱いをするものです。

【行政処分等に至った経緯】

保険者からの情報提供により個別指導を実施したところ、実際には装着していない歯冠修復物及び欠損補綴物を装着したとして診療報酬を請求していることが疑われたため、個別指導を中断した。

その後、患者調査を実施したところ、実際には装着されていない歯冠修復物及び欠損補綴物を装着したとして診療報酬が請求されている疑義が認められたため、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和2年3月9日から令和4年2月22日まで計11日間の監査を実施した。

結果として、【行政処分等の主な理由】に記載した事実を確認した。

【行政処分等の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (3) 自費診療として患者から費用を受領しているにもかかわらず、同診療を保険診療したとして、診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	99件
不正請求額	2,323,130円

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。